

アスベスト対策情報

No. 3 1988年2月19日

発行 石綿対策全国連絡会議

〒101 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 総評内

TEL 03-251-0311 FAX 03-251-9043

石綿の国際表示

石綿関係通達特集

もくじ

石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について	2
自動車のブレーキ等からのたい積物除去作業について	6
石綿ばく露作業従事労働者に発生した疾病の業務上外の認定について	8
建築物の解体又は改修の工事における	
労働者の石綿粉じんへのばく露防止等について	11
小冊子「吹付け石綿の対応について」の送付について	13
アスベスト（石綿）廃棄物の処理について（通知）	14
建築物の改修・解体に伴うアスベスト（石綿）による	
大気汚染の防止について	16
アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止等について（通知）	18
建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について（通知）	20
石綿等の製造・取扱いに係る特定化学物質等障害予防規則早見表	26

基発第 408号

昭和51年 5月22日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について

最近、各国における広範囲な石綿関係労働者についての研究調査の結果、10年をこえて石綿粉じんにばく露した労働者から肺がん又は中皮腫が多発することが明らかとされ、その対策の強化が要請されているところである。

労働省としては、昨年9月に特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という）を改正し、一部石綿業務についての制限等規制を強化するとともに、石綿関係施設関係改善等研究会を設け、環境改善の具体的な技術指針の検討を行っているところである。

各局においては、昭和51年度行政運営方針に基づき、特別監督指導計画の重点対象として、その対策が図られているものと思われるが、最近の石綿による肺がん又は中皮腫発生の報告をみると環境改善の技術指針をまつまでもなく早急な作業環境改善等健康障害防止対策の推進が肝要であると考えられる。

しかし、対象業種が広範で、かつ、中小企業が多いことから、これが徹底には困難を伴うと思料されるが、上記対策の推進にあたっては、特化則の関係規定の遵守を徹底させることはもとより、特に、下記事項に留意するとともに、別添の資料を参考として関係者に石綿の有害性についての周知を図り、もって関係事業場の石綿粉じんによる健康障害の防止措置の徹底を図られたい。

記

1. 関係事業場及び石綿取扱者の把握

- (1) 石綿は、石綿管及び板、石綿セメント、自動車ブレーキ、石綿織布等の製造のほか、建設業、造船業又は化学工業等における断熱工事に広く使用されてきているが、とくに、後者についての実態が十分把握されていないので、元方事業者又は関係業界を通じて関係事業場（過去に取り扱った事業場を含む）を把握すること。
- (2) また、石綿による悪性新生物の発生には20～25年にわたる潜伏期間が見込まれることから、関係事業場に対し在職者及び退職者（配置替えとなった者を含む）の氏名、性、生年月日、本籍地、作業歴、石綿へのばく露状況及びじん肺健康診断結果等の記録並びに過去における環境測定結果を蒐集整備し、これらを長期にわたり保存するよう指導すること。

2. 石綿の代替措置の促進

石綿は、可能な限り、有害性の少ない他の物質に代替させるとともに、現在までに石綿を使用していない部門での石綿又は石綿製品（発じん防止処理をしたものであっても、使用中又はその後に

おいて発じんすることの明らかなものを含む)の導入は、避けるように指導すること。

3. 環気中における石綿粉じんの抑制

(1) 濃度基準

石綿については、特化則において、環気中の石綿粉じん(5μ以上)濃度を5纖維/cm³以下に抑制するための局所排気装置及び除じん装置等の設置を規定しているが、最近、関係各国において環気中の石綿粉じん濃度の規制を強化しつつある。

労働省においても、今後環気中石綿粉じん濃度について検討を加えることとしているが、当面、2纖維/cm³(青石綿にあっては0.2纖維/cm³)以下の環気中粉じん濃度を目途とするよう指導すること。

(2) 発散抑制装置の徹底

屋内作業場における石綿粉じんの発散を防止するため、石綿又は石綿製品の製造又は取り扱いの作業の実態に応じ、密閉工程の採用、又は適切な除じん装置を付設した局所排気装置を設置させることはもとより、石綿の運搬又はその容器若しくは石綿製品の運搬等に際しての二次的な発じんによる影響も無視できないので、石綿粉じんが堆積するおそれのある作業床は、少なくとも毎日1回以上水洗により掃除するよう指導すること。なお、真空掃除機は稼動中捕促し難い微細な石綿粉じんの排出による環境の汚染及び真空掃除機内に収じんした石綿粉じん処理時の汚染を考えられるので、止むを得ない時に限り使用することとし、その際除じん効率の高いものを用いるとともに真空掃除機内の収じんした石綿粉じんの処理時の発じん防止を指導すること。

4. 呼吸用保護具の使用

環気中石綿濃度が2纖維/cm³(青石綿にあっては0.2纖維/cm³)をこえる作業場所で石綿作業に労働者を従事させるときには特級防じんマスクを併用させ常時これらを清潔に保持するよう指導すること。

5. 清潔の保持の徹底

石綿により汚染した作業衣も二次発じんの原因となる。また、最近石綿業務に従事する労働者のみならず、当該労働者が着用する作業衣を家庭に持込むことによりその家族にまで災いの及ぶおそれがあることが指摘されている。

このため、関係労働者に対しては、専用の作業衣を着用させるとともに、石綿により汚染した作業衣はこれら以外の衣服等から隔離して保管するための設備に保管させ、かつ作業衣に付着した石綿は、粉じんが発散しないよう洗濯により除去するとともに、その持出しが避けるよう指導すること。

なお、作業終了後及び必要に応じ、手洗い、洗面及びうがいを勧行させること。

6. 石綿作業従事者の喫煙について

石綿粉じんにばく露する労働者からの肺がん発生は、石綿粉じんのばく露の程度とともに、喫煙

が極めて大きく関与することが明確となった。従って石綿作業者に対し、できるだけ喫煙を避けるよう教育指導させること。

7. 自動車のブレーキ修理の業務に従事する者の健康管理

最近米国において、自動車のブレーキ及びクラッチ部品の整備業務に従事する者が石綿にばく露することにより健康障害を惹起するとしてその対策の必要性が警告されているところである。労働省においても実態を調査したところ、自動車のブレーキドラム中の堆積物には、相当量の石綿が含有されていること及び関係労働者がこれら粉じんにばく露されていることが明らかとなった。従って、関係者に対し、次の措置を指導すること。

- (1) ブレーキドラム及びクラッチボックス中の堆積物に含有される石綿による健康障害の危険性の周知徹底
- (2) ブレーキドラム及びクラッチボックスからの堆積物除去方法の湿式化又は真空掃除機による吸引除去
- (3) 自動車のブレーキ修理の業務に従事する労働者及び退職者の把握
- (4) 関係労働者に対する特化則別表第3及び第4に係る項目についての健康診断の実施

(参考)

石綿に係る規則と本通達との対比

事　項	特　化　則	本　通　達
石綿関係事業場等の把握		<p>① 石綿製品関係事業場及び労働者 ② 断熱工事関係事業場及び労働者</p>
記録の保存	<p>① 作業の記録及び記録の保存(30年)(§38条の4) ② 作業環境の測定及び記録の保存(30年)(§36条) ③ 健康診断の実施及び記録の保存(30年)(§39条)</p>	<p>氏名、性、生年月日、本籍地、作業歴、石綿へのばく露状況、じん肺健康診断結果、過去の環境測定結果</p>
石綿の代替え促進	事業者の責務(§1条)	<p>① 有害性の少ない物質への代替促進(とくに青石綿) ② 石綿又は石綿製品の新規導入を避ける。</p>
石綿粉じんの抑制、濃度基準	局所排気装置の性能(§7条5号) 5 繊維 / cm ³ (告示)	<p>① 局所排気装置の性能 2 繊維 / cm³ (青石綿については 0.2 繊維 / cm³)</p>

事 項	特 化 則	本 通 達
発散抑制装置	① 屋内作業場の発散源を密閉又は 局所排気装置の設置（§ 5条） ② 除じん装置の設置（§ 9条）	① 屋内作業場の発散源を密閉又は 局所排気装置の設置 ② 除じん装置の設置 ③ 運搬又は空容器からの発じん防 止 ④ 作業床の水洗による二次発じん 防止
呼吸用保護具	① 健康障害を防止するため必要な 呼吸用保護具の備付け（§ 43条） ② 建設業における石綿吹付け作業 …送気マスク又は空気呼吸器	① 2 繊維 / cm ² (青石綿にあっては 0.2 繊維 / cm ²) をこえる場所…特 級防じんマスク
清潔の保持の徹 底	洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣 設備及び洗濯のための設備の設置 (§ 38条)	① 専用の作業衣の着用 ② 汚染作業衣の保管設備 ③ 洗濯による汚染除去 ④ 作業衣の持出し禁止 ⑤ 作業終了後及び必要に応じ手洗 い、洗面及びうがいの励行
禁 煙 の 制 限	石綿作業場での喫煙、飲食の禁止 (§ 38条の2)	① 石綿作業者の喫煙の制限
特化則作業主任 者の選任	(§ 27条)	
局所排気装置等 の定期自主点検	(§ 30条)	
休憩室の設置	(§ 37条)	
掲示板の掲示	(§ 38条の3)	
石綿等に係る特 別規制	① 吹付け作業の禁止（§ 38条の7） ② 一定の作業の湿式化	
健康診断の実施	(§ 39条)	
緊 急 診 断	(§ 42条)	
記録等の報告	(§ 53条)	
自動車修理工の 健康管理		① 石綿粉じんの危険性の周知 ② ブレーキドラム等からの堆積物 の除去方法 ③ 労働者、退職者の把握及び健康 診断の実施

基発第 543号

昭和53年9月28日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

自動車のブレーキ等からのたい積物除去作業について

標記に関する健康障害予防対策については、昭和51年5月22日付け基発第408号「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」記の7の(2)に示したところであるが、その後具体的な技術手法について検討を重ねた結果、今般下記に示す手法の確立をみた。については、今後この手法に基づいて除去作業が実施されるよう指導されたい。

なお、標記除去作業は、一般に特定化学物質等障害予防規則第5条第1項ただし書きに該当するものと考えられるが、その場合記に示す方式を探るときは、同条第2項の「管理第2類物質を湿潤な状態にする等労働者の健康障害を予防するため必要な措置」を講じているものとして差し支えない。

おって、記の2に示す方式では注水の際に若干発じんするので、できる限り記の1に示す方式で除去作業を行うことが望ましいこと申し添える。

記

1. 真空式石綿除去装置を用いる方式

この方式は、真空式石綿除去装置（図1参照）のクリーン・ブロックを自動車のバックプレート等にあてがった後、エヤー・ガンを用いて圧縮空気を噴出させることにより、ブレーキドラム等に付着及び堆積した粉じんを発じんさせ、集じん機に吸引し、除じんした後排出するものである（図2参照）。

2. 湿式による除去方式

この方式は、ポリショッキ等でブレーキドラム等に十分水をかけ、全体を完全に湿らせた後、次のいずれかの方法で除去作業を行うものである。

- (1) ポリショッキに入れた水を注水しながら、ブラシで除去する。
- (2) スチームクリーナ、温水ウォッシャ又はエンジンクリーナにより水を噴出させて除去する。
- (3) エヤー・ガンに付属ホースをつなぎ、ホース先端をバケツ又はポリ容器中の水につけ、水を噴出させて除去する（図1参照）。

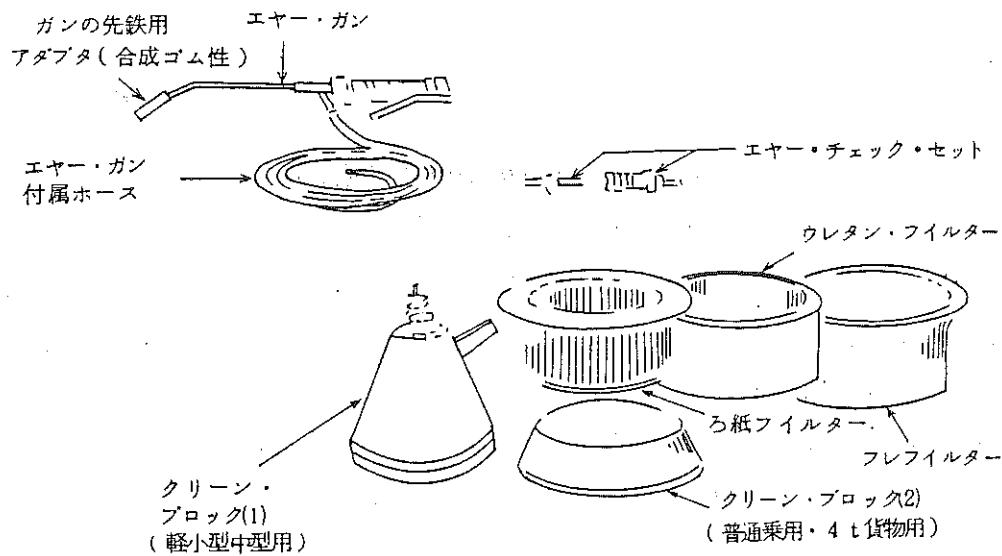


図1 真空式石綿除去装置の構成

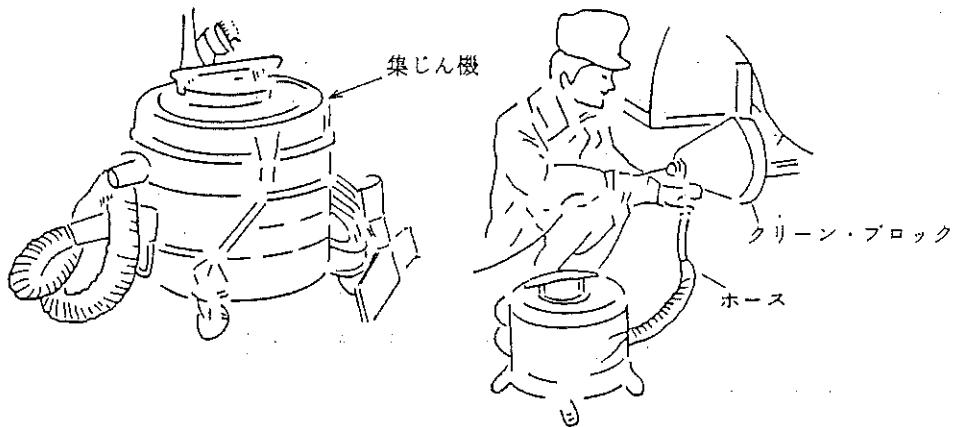


図2 真空式石綿除去装置を用いた清掃方法

基 発 第 584 号

昭和53年10月23日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

石綿ばく露作業従事労働者に発生した 疾病の業務上外の認定について

標題のことについては、従来個別事案ごとに業務起因性の判断を行い処理してきたが、その後本省において医学専門家による「石綿による健康障害に関する専門家会議」を設け、石綿による健康障害全般について検討を行ってきたところである。

今般、同専門家会議からその検討結果をとりまとめた報告書が提出されたので、これに基づき、石綿による疾病にかかる労災認定については、今後、下記により取り扱うこととしたので事務処理に遗漏のないようにされたい。

なお、本通達により判断し難い事案については、具体的資料を添えて本省にりん伺されたい。

記

第 1 石綿ばく露作業と石綿による疾病

1. 石綿ばく露作業

健康障害の発生のおそれのある石綿ばく露作業の主なものには、次のような作業がある。

- (1) 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- (2) 次のイからホまでに掲げる石綿製品の製造工程において石綿粉じんのばく露を受ける作業
 - イ、石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
 - ロ、石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ハ、ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
- ニ、自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
- ホ、上記イからニまでに掲げるもののほか、電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電綿絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられる）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- (3) 次のイからニまでに掲げる石綿若しくは石綿製品の取り扱い又は石綿製品を被覆材若しくは建材として用いた建造物の補修、解体等の作業工程において石綿粉じんのばく露を受ける作業
 - イ、石綿の吹付け

- ロ、耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱被覆
 - ハ、石綿製品を被覆材又は建材として用いた建物、その附属施設、船舶等の補修又は解体
 - ニ、上記イからハまで掲げるもののほか、石綿製品の加工工程における切断等これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業
2. 石綿による疾病
- 石綿ばく露との関連が明らかにされている主な疾病としては次の疾病がある。
- (1) 石綿肺
 - (2) 肺がん
 - (3) 胸膜又は腹膜の中皮腫

第2 石綿ばく露作業従事労働者に発生した疾病の業務上外の認定について

1. 石綿肺又は合併症の取り扱い

石綿ばく露作業（前記第1の(1)から(3)までに掲げる作業をいい、じん肺法施行規則別表第1に掲げる作業以外の作業を含む。以下同じ）に従事しているか又は従事したことのある労働者（以下「石綿ばく露作業従事労働者」という）に発生した疾病であって、じん肺法に規定するじん肺管理区分の管理4に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則第1条各号に掲げる疾病（石綿肺がじん肺管理区分の管理4である場合を含む）は、労働基準法施行規則別表第1の2第5号に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

2. 肺がんの取扱い

(1) 石綿肺合併肺がん

石綿肺の所見がじん肺法に定めるエックス線写真の像の第1型以上である石綿ばく露作業従事労働者に発生した原発性の肺がんは、労働基準法施行規則別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

なお、地方じん肺診査医の判定によりエックス線写真の像が第1型には至っていないが石綿肺の所見があると認められる者については、上記有所見者と同様に取り扱うこと。

(2) 石綿肺の所見が無所見の者に発生した肺がん

石綿肺の所見がエックス線写真像で認められない石綿ばく露作業従事労働者に発生した原発性の肺がんであって、次のイ及びロのいずれの要件をも満たす場合には、労働基準法施行規則別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

イ、石綿ばく露作業への従事期間が概ね10年以上の者に発生したものであること。

ロ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる医学的所見が得られているものであること。

(イ) 吸気時における肺底部の持続性捻髪音、胸部エックス線写真による胸膜の肥厚斑影又はその石灰化像、かくたん中の石綿小体等の臨床所見

(ロ) 経気管支鏡的肺生検、開胸生検、剖検等に基づく肺のびまん性線維増殖、胸膜の硝子性肥厚又は石灰沈着（結核性胸膜炎、外傷等石綿ばく露以外の原因による病変を除く。後記3の(1)のロの(ロ)の場合において同じ）、肺組織内の石綿線維又は石綿小体等の病理学的所見。

なお、上記(1)、(2)においては、石綿肺合併肺がん症例における石綿ばく露開始から肺がん発生までの期間（以下「潜伏期間」という）は、概ね10年ないし20年のものが多いとされているが、それよりも短い例も長い例も知られており、退職後に発生することも少なくないので十分留意すること。

(3) 上記(1)又は(2)に該当するもの以外の肺がん

石綿ばく露作業従事労働者に発生した肺がんのうち、上記(1)又は(2)に該当しない肺がんについては、例えば、比較的短期間高濃度の石綿ばく露を受ける作業又は一時的に高濃度の石綿ばく露を間歇的に受ける作業（前記第1の1の(3)参照）に従事した労働者に肺がん発生がみられたこともあるので、かかる労働者に発生した肺がんについては、石綿ばく露作業の内容、同従事歴、臨床所見、病理学的所見等を調査のうえ関係資料を添えて本省にりん伺すること。

3. 中皮腫の取り扱い

(1) 胸膜又は腹膜の中皮腫

石綿ばく露作業従事労働者に発生した胸膜又は腹膜の原発性中皮腫であって、次のイ及びロのいずれの要件をも満たす場合には、労働基準法施行規則別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

イ、石綿ばく露作業への従事期間が概ね5年以上の者に発生したものであること。

ロ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる医学的所見が得られているものであること。

(イ) じん肺法に定めるエックス線写真の像の第1型以上である石綿肺の所見

(ロ) 上記(イ)の所見が認められない例については、剖検等に基づく肺のびまん性線維増殖、胸膜の硝子性肥厚又は石灰沈着、肺組織内の石綿纖維又は石綿小体等の病理学的所見

なお、石綿ばく露労働者に係る胸膜又は腹膜の中皮腫症例における潜伏期間は、概ね20年ないし30年のものが多いとされているが、それよりも短い例も長い例も知られており、前記2の(2)の石綿肺合併肺がんの場合と同様退職後に発生することもあるので十分留意すること。

また、地方じん肺診査医の判定によりエックス線写真の像が第1型には至っていないが、石綿肺の所見があると認められる者については、上記(イ)の有所見者と同様に取り扱うこと。

(2) 上記(1)に該当するもの以外の中皮腫

石綿ばく露作業従事労働者に発生した中皮腫のうち、上記(1)に該当しない胸膜若しくは腹膜の中皮腫、心膜の中皮腫等胸膜若しくは腹膜以外の部位に生じた中皮腫又は病理学的所見は得られているが、中皮腫の診断が困難である事案については、石綿ばく露作業の内容、同従事歴、臨床所見等を併せ調査のうえ関係資料を添えて本省にりん伺すること。

4. その他の部位のがん

石綿ばく露作業従事労働者に発生した肺がん及び胸膜又は腹膜の中皮腫以外のがんについては、現時点では石綿ばく露との関連性が必ずしも明らかでないので、原則として補償の対象とはならない。ただし、業務に起因した肺がん若しくは中皮腫の他部位への転移がん又は診断の技術的困難さのため消化管のがん、がん性悪液質等とされていたものであっても病理組織学的診断により石綿ばく露に関連した腹膜の中皮腫と認められる場合は、当然補償の対象となるので、その取り扱いには十分留意すること。

基安発第34号の 2

昭和61年9月6日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局安全衛生部長

建築物の解体又は改修の工事における労働者の 石綿粉じんへのばく露防止等について

石綿は、昭和30年代初頭から昭和50年代初頭までを中心にビル等の建築物に耐火被覆材として吹き付け使用されているほか、壁、天井、床、空調設備等に保溫材、吸音材又は軽量建材として多量に使用されている。これらの建築物の解体又は改修の工事（以下「解体等の工事」という）においては、石綿の除去及び石綿を含有する建材の破碎、解体等の作業が伴うが、今後、これらの建築物の老朽化により解体等の工事が増加していくことが予想されることから、労働者の石綿粉じんによる健康障害予防対策の徹底が急務となっているところである。

このため、当面の対策として、関係団体等に対し必要な指導を行うこととし、別添のとおり労働者の石綿粉じんへのばく露の防止等について要請したので、貴局におかれても、本要請に基づく活動に關して関係団体等から協力依頼がなされた場合には、適切な指導、援助に努めるよう配慮されたい。

(別添)

基安発第34号

昭和61年9月6日

建設業災害防止協会会長

(社)全国建築業協会会長

全国建築物解体業界会長

殿

(社)日本建設業団体連合会会長

(社)日本土木工業協会会長

(社)建築業協会会長

労働省労働基準局安全衛生部長

建築物の解体又は改修の工事における労働者の

石綿粉じんへのばく露防止等について

建築業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力を頂きお礼申し上げます。

さて、昭和30年代以降に建設されたビル等の建築物は次第に老朽化しつつあり、今後、これらの建築物の解体又は改修の工事(以下「解体等の工事」という)が増加するものと予想されますが、これらの建築物には断熱材、吸音材等として石綿が多く使用されているものが多く、このため、当該工事において生ずる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことが懸念されるところであります。

つきましては、ビル等の建築物の解体等の工事に伴う労働者の石綿粉じんへのばく露による健康障害を予防するため、石綿及び石綿を含有する建材(以下「石綿等」という)の湿潤化、呼吸用保護具の着用、特殊健康診断の実施等特定化学物質等障害予防規則の関係規定の周知を図るとともに、特に下記の点に留意して法令に規定する措置を適切に講ずるよう、貴会会員各位に対し徹底を図られたくお願いいたします。

記

1. 建築物の解体等の工事の元方事業者は、当該工事の対象となる建築物について、石綿が使用されている箇所及び使用の状況を事前に把握すること。
2. 元方事業者は、石綿等が使用されている箇所等を関係請負人に知らせるとともに、石綿等の破碎、解体等に関する適切な作業方法等について指導すること。
3. 石綿等の破碎、解体等を行う場合には、当該箇所及びその周囲の湿潤化のために十分な散水ができるように必要な水圧の水源、適切なノズルを備えた散水のための設備を設け、適切に散水を行うこと。

4. 破碎、解体等により生ずる石綿等の廃棄物については、石綿が乾燥しないよう散水を行って湿潤な状態に保つこと、発じん防止用の薬液を使用すること、できるだけ速く丈夫な容器又は袋に入れることが等により、二次的な発じんの防止に努めること。
5. 解体等を行う場所については、必要に応じ、ビニールシート等を用いて石綿粉じんの他の場所への飛散を防止すること。
6. 石綿等の取り扱い作業者には、防じんマスク（国家検定品）を使用させること。この場合において、当該防じんマスクの選定に当たっては、顔面への密着性が良好なものを選ぶこと。
なお、紛じんの発散が著しい場合には、送気マスクを使用させることが望ましいこと。
7. 作業衣等は、石綿が付着しにくく、かつ、付着した石綿を容易に除去できるものを選定し、又は、保護衣を使用することが望ましいこと。
8. 石綿等を使用した建築物の解体等の工事の増加に備え、特定化学物質等作業主任者の有資格者の養成に努めること。

建設省住防発第337号

昭和62年10月9日

特定行政庁建築行政主務部長 殿

建設省住宅局建築物防災対策室長

小冊子「吹付け石綿の対応について」の送付について

今般、日本石綿製品工業会が別添の小冊子「吹付け石綿の対応について」を作成したので、送付する。

本冊子は、吸音等を目的とした吹付け石綿に関する現場での確認方法とその処理・対応に当たっての留意点について、現時点での技術、知見をもとにまとめられたものであり、吹付け石綿の対応に当たって参考となるものと考えられるので、その適切な活用を図られたい。

環水企第317号

衛産第34号

昭和62年10月26日

各都道府県知事 殿
各政令市長

環境庁水質保全局長
厚生省生活衛生局水道環境部長

アスベスト(石綿)廃棄物の処理について(通知)

吹付けアスベストの除去工事に伴って発生する廃棄物等事業活動に伴って生じたアスベストを含む廃棄物(以下「アスベスト廃棄物」という)の処理については、当面、下記の事項に留意の上、関係部局間の連絡調整を積極的に行いつつ、関係者に対し適切な指導を行われたい。

なお、アスベスト廃棄物の処理に関する基準について、今後、必要な調査検討を行うこととしている。

記

- アスベスト廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に規定する産業廃棄物に該当するので、その処理を他人に委託しようとする排出事業者は、当該産業廃棄物の処理業の許可を受けた者に、アスベスト廃棄物であることを明示して委託するとともに、その処理が適正に行われたことを確認すること。
- アスベスト廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の規定の趣旨を踏まえ、当面、次により収集、運搬及び処分を行うものとすること。
 - 排出事業者は、アスベスト廃棄物が運搬されるまでの間、アスベストの飛散を防止するため、当該物を湿潤化させる等の措置を講じた後、十分な強度を有するプラスチック袋で二重に梱包し、又は堅ろうな容器に密封して保管すること。なお、プラスチック袋等には、取り扱いの適正を期すため、内容物がアスベスト廃棄物である旨の表示をすること。
ただし、アスベストの飛散するおそれのないアスベスト廃棄物はこの限りではない。
 - アスベストの飛散防止措置には、発じん防止剤を散布し又は水硬性セメント等により固化する方法もあるので、(1)の措置とあわせて、必要に応じこれらの措置を講じることも差し支えないこと。
ただし、これらの処理を行う際には、アスベストが飛散することのないよう十分留意すること。
 - アスベスト廃棄物の運搬及び処分に当たっては、アスベスト廃棄物を梱包したプラスチック袋等の破損又はアスベスト廃棄物の破碎等によりアスベストを飛散させないよう慎重に取り扱うこと。

なお、プラスチック袋等の破損等により、アスベストの飛散のおそれが生じた場合には、速やかに散水し又は覆いをかける等の措置を講じた後、適切に処理すること。

(4) アスベスト廃棄物の運搬に当たっては、運搬車両の荷台に覆いをかけること。

(5) アスベスト廃棄物を埋め立てる場合は、作業用重機等によるプラスチック袋等の破損等のないように、あらかじめ最終処分場内に溝を作り、その溝に投入すること。投入後は、速やかに土砂又はアスベスト廃棄物以外の廃棄物で覆うこと。なお、アスベスト廃棄物はできる限り最終処分場内の一定の場所に処分するよう努めること。

アスベスト廃棄物を埋め立てた場所は、最終処分場の埋め立てが完了した際に、当該最終処分場の表面から深さが2メートル以上になるようにすること。

(6) 最終処分場の管理者は、アスベスト廃棄物を埋め立てた場合、その数量及び位置を帳簿に記載し、その帳簿を保存すること。

3. 都道府県知事及び政令市長（以下「都道府県知事等」という）は、アスベスト廃棄物の処理を行う排出事業者及び処理業者等に対し、アスベスト廃棄物の処理方法等の周知徹底を図ること。

4. 都道府県知事等は、必要に応じ、アスベスト廃棄物の排出事業場、最終処分場等の立入検査及び関係者からの報告徴収を行い、今後のアスベスト廃棄物の排出見通しの把握に努めるとともに、アスベスト廃棄物の飛散防止対策等について指導監督すること。

衛 産 第 35号

昭和62年10月26日

各都道府県・政令市廃棄物担当部（局）長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部

産業廃棄物対策室長

アスベスト（石綿）廃棄物の処理について（通知）

吹付けアスベストの除去工事に伴って発生する廃棄物等事業活動に伴って生じたアスベストを含む廃棄物（以下「アスベスト廃棄物」という）の処理については、別途環境庁水質保全局長・厚生省生活衛生局水道環境部長連名通知（環水企第317号・衛産第34号。以下「連名通知」という）により指示されたところであるが、なお、下記の事項に留意し、関係部局との連絡調整を積極的に行いつつ、運用に遺憾なさを期されたい。

記

1. アスベスト廃棄物を適正に処理するため、土木部局、教育部局等関係部局と緊密に連絡し、建設業者、学校関係者等関係者に連名通知の内容の周知徹底を図るとともに、社団法人全国産業廃棄物連合会会員である都道府県産業廃棄物処理協会等産業廃棄物処理団体の協力を得て、排出事業者、

産業廃棄物処理業者等関係者に対する指導を強化すること。

なお、社団法人全国産業廃棄物連合会に対してはアスベスト廃棄物の適正処理について協力を要請したので、参考とされたい。

2. 関係部局、関係機関等の協力を得て、アスベスト廃棄物の排出に関する実態の把握に努めること。

なお、吹付けアスベストの使用状況等については、文部省、防衛施設庁等関係省庁において、都道府県等を通じて実態調査を実施しているので、それらの調査結果も参考とされたい。

3. アスベスト廃棄物の処理に当たり、連名通知に示した方法（プラスチック袋に梱包、堅ろうな容器に密封、水硬性セメントによる固化）以外の方法により、飛散、流出の防止を図る場合には、事前に当省と協議すること。

4. なお、現在、社団法人日本廃棄物対策協会に依頼し、同協会中に「建設・解体工事廃棄物処理研究会」を設置して、昭和63年夏頃を目指して、建築物の解体により発生するアスベスト廃棄物を中心に処理ガイドラインを作成することとしている。

建築物の改修・解体に伴うアスベスト（石綿）

による大気汚染の防止について

昭和62年10月26日

環境庁大気保全局大気規制課

1. アスベストが環境中では変化しない蓄積性の高い大気汚染物質であり、かつ、我が国においても大量に使用されていること等を踏まえ、環境庁においては、昭和56年から3カ年にわたり各種の調査を行うとともに、既存の知見のとりまとめ等を行ったほか、昭和60年度より隔年で各地において環境濃度の推移についてモニタリングを実施している。

これまでの調査の結果、現在の一般環境大気中のアスベスト濃度は、作業環境の管理濃度（労働環境基準）の2桁から4桁程度低いレベルであり、一般国民にとってのリスクは小さい、との評価が得られている。しかしながら、アスベストについては、できるだけ排出抑制がなされることが望ましいことから、昭和60年及び本年3月、環境庁から、関係省庁、地方公共団体、関係業界等に対し、要請を行ったところである。

2. また、最近、学校施設等において吹付けアスベストの除去が行われる動きにあるが、その工事に伴ってアスベストが環境大気中へ飛散することを防止するよう関係者に対し適切な指導がなされる必要がある。このため、別紙のとおり留意事項をまとめ、都道府県・政令市に通知することとしたものである。

昭和62年10月26日

都道府県十大政令市
大気保全担当部(局)長 殿

環境庁大気保全局大気規制課長

建築物の改修・解体に伴うアスベスト(石綿)
による大気汚染の防止について

アスベストの環境大気への排出の抑制については、昭和62年3月16日付け環大規第51号により当職から適切な指導をお願いしているところである。

最近、学校施設等におけるアスベストの存在に关心が持たれ、各所においてアスベストの除去が行われる動きにあると承知している。

については、吹付け石綿で覆われた天井等が存在する建築物の改修、解体工事の実施時におけるアスベストの環境大気中への排出抑制について、関係者に対する適切な指導がなされるよう、別紙を参考に関係部局等と連絡調整を図られるなど適切に対処されたい。

(別 紙)

1. 吹付け石綿の処理方法には、覆いをするカバーリング処理、封じ込め処理、除去処理があるので、状況に応じて適切な改修方法を選定すること。

また、施設を解体する場合には、あらかじめ吹付け石綿を除去すること。

2. 吹付け石綿を除去する際には、大気中へのアスベストの飛散を防止するため次の事項に留意すること。

(1) 事前措置

ア ポリエチレンフィルム等により作業場所を隔離すること。

イ 天井等を被覆しているアスベストの内部に十分水等を浸透させるために必要な水圧、水量を確保できる散水装置を設けること。

(2) 作業時の措置

ア あらかじめアスベストの内部まで水等を浸透させるとともに、水を用いる場合は、散水または噴霧しながら作業を行うこと。

イ 局所排気装置を用いる場合には、排気口からアスベストの排出を十分抑制できる集じん装置を設置すること。

(3) 事後措置

アスベストを含む廃棄物は、湿潤化等行った後、十分な強度を有するプラスチック袋等で二重

に梱包する等の措置を講じ、アスベスト廃棄物である旨の表示をすること。

3. 排出濃度の測定

当該建築物の敷地境界等において、アスベストの濃度測定の実施に努め、環境への影響を十分把握すること。

4. 上記1～3の実施に当たっては、関係省庁等の指導にも十分留意すること。

62国施指第4号

昭和62年11月11日

都道府県教育委員会施設主管課長

各 都道府県知事部局施設主管課長 殿

都道府県私立学校主管課長

文部省大臣官房文教施設部指導課長

木 村 直

アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止等
について（通知）

アスベスト（石綿）による環境汚染問題については、近年社会問題化しており、学校施設等においては天井等に吹付けられたアスベストが問題となっております。

そのことから、文部省では吹付けアスベストの使用状況の大勢を把握するため、公立学校等について実態調査を行ったところであります。

最近、各地でアスベストの除去等の改修工事を行う動きがありますが、改修に当たっては、環境大気中への飛散防止等について十分留意する必要があることから、環境庁より別紙（写）のとおり通知がありました。

については、吹付けアスベストの状況に応じ学校施設等の改修を行う場合には、この通知の趣旨を踏まえ、アスベストの環境大気中への排出抑制等について配慮するとともに、関係法令及び関係省庁の通知等を遵守し、地方公共団体の大気保全部（局）等関係部局と十分連絡調整のうえ、適切な作業が行われるようお願いします。

なお、各都道府県教育委員会施設主管課におかれでは、管下の市町村教育委員会に、各都道府県私立学校主管課におかれでは、管下の私立学校に対し、周知方よろしくお願いします。

(別紙)

環大規第214号

昭和62年10月24日

文部省大臣官房文教施設部指導課長 殿

環境庁大気保全局大気規制課長

アスベスト(石綿)による大気汚染の未然防止等について

当庁においては、昭和56年に専門家からなるアスベスト発生源対策検討会を設け、各種調査検討を行うとともに、昭和60年度からアスベストの環境大気中の濃度のモニタリング事業を隔年で実施するなど、知見の集積に努めてきたところである。

これらのことから、現在の環境大気中におけるアスベスト濃度からみれば、一般的には国民にとってそのリスクは小さいと考えられるものの、アスベストが環境蓄積性の高い大気汚染物質であること等から、その環境大気中への排出を今後ともできるだけ抑制することが望ましいと考えられる。

最近、学校施設等におけるアスベストの存在に関心が持たれ、各所においてアスベストの除去が行われる動きにあると承知している。

については、吹付け石綿で覆われた天井等が存在する学校施設の改修、解体を実施する場合には、アスベストの環境大気中への排出抑制が適切に実施されるよう、施設管理者への御指導をお願いする。

(参考)

関係する法令、通知等及び参考文献

1. 法令等

- 労働安全衛生法(昭47.6.8 法律第57号)
- 労働安全衛生法施行令(昭47.8.19 政令第318号)
- 労働安全衛生規則(昭47.9.30 労働省令第32号)
- 特定化学物質等障害予防規則(昭47.9.30 労働省令第39号、昭50.9.30 一部改正、労働省令第26号)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45.12.25 法律第137号)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭46.9.23 政令第300号)

2. 通達、通知等

- 労働省労働基準局長通達(昭51.5.22)石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について
- 労働省労働基準局安全衛生部長通知(昭61.9.6)建築物の解体または改修の工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止等について

- 建設省住宅局建築物防災対策室長事務連絡（昭62.10.9）小冊子「吹付け石綿の対応について」の送付について
(小冊子「吹付け石綿の対応について－石綿繊維飛散防止処理の留意点－」は日本石綿製品工業会が天井、壁等に施工されている吹付け石綿からの石綿繊維飛散を防止するための対策について、現時点での技術、知見をもとにまとめたもの)
- 環境庁水質保全局長、厚生省生活衛生局水道環境部長通知（昭62.10.26）アスベスト（石綿）廃棄物の処理について
- 環境庁大気保全局大気規制課長通知（昭62.10.26）建築物の改修・解体に伴うアスベスト（石綿）による大気汚染の防止について

3. 参考文献

- 建築物の解体又は改修工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止対策の進め方

建設業労働災害防止協会 昭62.7

（労働省から建設業労働災害防止協会への通知（昭61.9.6）を受け、当該工事関係労働者の石綿粉じんへのばく露防止を図るため、具体的な実施手法等関係資料を取りまとめたもの。同協会主催講習会のテキスト）

環 大 規 第 26 号

衛 企 第 9 号

昭和63年2月1日

都道府県・指定都市・衛生・環境主管部（局）長
保健所政令市・特別区 環生主管部（局）長 殿

環境庁大気保全局大気規制課長
厚生省生活衛生局企画課長

建築物内に使用されているアスベストに係る 当面の対策について（通知）

昨年初めより、学校等において吸音・断熱用等に使用されている吹付けアスベストの存在に大きな関心がもたれ、一部で除去工事等が進められているが、一方、不適切な除去工事等が安易に行われた場合、かえってアスベスト粉じんによる室内汚染や環境汚染の発生が懸念されるところである。

このような状況に鑑み、今般、別紙のとおり「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」をとりまとめたので通知する。

については、貴職におかれても関係部局と連携の上、本通知の趣旨を十分いかしつつ、実情に応じた対策の推進に努められたい。

なお、都道府県においては貴管下の市町村についてもこの通知の内容の周知徹底方、よろしくお願ひする。

(別 紙)

「建築物内に使用されているアスベストに係る
当面の対策について」

I 基本的認識

建築物内に使用されているアスベストに関しては、当面次のような基本的認識に立って、対処する必要がある。

1. アスベストは、建築物内では、壁・天井・床等各種の建築材料として、また、耐火材、吸音材、断熱材等として用いられているが、それらの中の多くのものは、セメント板、プラスティック材等の原料の一部として固定されているので、空中に飛散する可能性のあるものは、吹付け材、板状材の表面の破損部分や摩耗部分等である。従って、良好な状態にある材料では、加工などの操作を行わない限り、飛散のおそれはないと考えられる。
また、アスベストの吹付けは、昭和50年労働安全衛生法に基づき規制されたため、主として昭和30年代初頭から昭和50年代初頭までに建てられた建築物を中心に使用されていると考えられる。
2. アスベストは、繊維として空気中に浮遊した状態になると、人が吸入した場合、肺がん等の原因となりうるが、固定され、空気中に浮遊しない状態では、健康障害をおこすことはないと考えられる。
3. 現在の我が国における一般環境大気中のアスベスト濃度は、これまでの調査結果からすれば、作業環境の評価基準である管理濃度の2桁から4桁程度低いレベルである。
4. 建築物内の空気中に浮遊しているアスベスト繊維の濃度は、既存の調査結果によると一般的にいって、一般環境大気中の濃度とほぼ同程度であり、WHOの報告によれば、一般居住者に対するリスクは極めて小さく、直ちに問題となるレベルではないと考えられる。
5. 建築物内でアスベストを含有する建材からアスベスト繊維が遊離していなければ、建築物内の空気は一般環境大気と同じ程度の濃度と考えられる。

II 当面の対策における基本的事項

建築物内に使用されているアスベストについては、次の点に留意した適切な対策がとられることが望ましいこと。

1. アスベストを含有する建材で、アスベスト繊維を遊離する可能性が大きく、当面の対策の第一とすべきものは、経年変化で劣化したり、ひっかくなどにより損傷のある吹付け材であること。これ

が存在する場合、建築物内のアスベスト繊維の濃度が周辺環境大気中の濃度より高くなっている可能性があり、その際は、適切な処置を検討する必要があること。

2. アスベスト繊維の遊離を防止する処置としては、特殊な塗料を塗ること等による封じ込め、シートや板等でおおう囲い込み及び除去の3つの方法があり、状況に応じた適切な方法を選択のうえ工事を行う必要があること。
3. 処置の検討にあたっては、浮遊するアスベスト繊維の濃度を測定するのが原則であるが、必らずしも容易に実施できるものではない。従って、処置の決定にあたっては、研究班の報告書（注1）に示された別添のフローチャートを参考にしつつ、状況に応じ対処すること。
4. 除去工事等が不適切に実施されれば、建築物内の空気及び周辺環境大気を汚染するおそれが大きいことに留意し、工事の実施にあたっては昭和62年10月26日付け環大規第225号環境庁大気保全局大気規制課長通知「建築物の改修・改体に伴うアスベスト（石綿）による大気汚染の防止について」の趣旨を踏まえて適切に行うとともに関係法令等（注2）を遵守すること。
5. アスベスト繊維の濃度測定等によりアスベスト繊維が遊離していないと判定される場合及び修理、囲い込み、封じ込め等の処置を施した場合等適切な管理が必要と判定される場合には、メンテナンス等の際誤って損傷を与えないよう留意すること。また、定期的に状況の判定を行い、アスベスト繊維が遊離する状態ではないことを確認するとともに記録すること。

Ⅲ 当面の対策における留意事項

1. アスベストを含有する建材に除去等の処置を施した場合には耐火や防音等その建材が有していた機能が損われる所以、必要に応じて失われた機能を補う必要があること。
2. 除去工事等によって発生したアスベストを含有する廃棄物については、関係法令並びに環境庁水質保全局長、厚生省生活衛生局水道環境部長通知（注3）及び厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知（注4）を遵守して処理すること。

Ⅳ 都道府県等の役割

1. 都道府県、指定都市、保健所政令市及び特別区（都道府県等という。以下同じ）は、上記Ⅱ及びⅢに従って、管下建築物の所有者等の指導に努めること。
2. 都道府県等は、アスベストの処置が円滑に行えるよう、管下におけるアスベスト粉じん濃度測定が行える機関及び吹付けアスベストの処置について十分な資格経験を有する業者の把握に努めること。
3. 都道府県等は、建築物の所有者等に適切な指導が行えるよう保健所等を含め、体制づくりに努めること。

V その他

1. 建築物内のアスベストの濃度測定については、環境庁が作成した環境大気のアスベストモニタリングマニュアル（注5）を参考にすること。

2. 封じ込み、囲い込み、除去の方法については、建設省及び通商産業省の関連団体である日本石綿製品工業会によるマニュアル（注6）並びに労働省の関連団体である建設業労働災害防止協会によるマニュアル（注7）があること。

（注1） 当面の建築物内アスベスト対策について（中間報告）（63.1.20 建築物内における健康に影響を及ぼす粉じんの実態とその抑制に関する研究班）

（注2） 特定化学物質等障害予防規則（47.9.30 労働省令39）

　・建築物の解体又は改修の工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止等について
（労働省労働基準局安全衛生部長通達 61.9.6 基安発34）

（注3） アスベスト（石綿）廃棄物の処理について（環境庁水質保全局長、厚生省生活衛生局水道環境部長通知 62.10.26 環水企317、衛産34）

（注4） アスベスト（石綿）廃棄物の処理について（厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知 62.10.28 衛産35）

（注5） アスベストモニタリングマニュアル（環境庁 60.3）

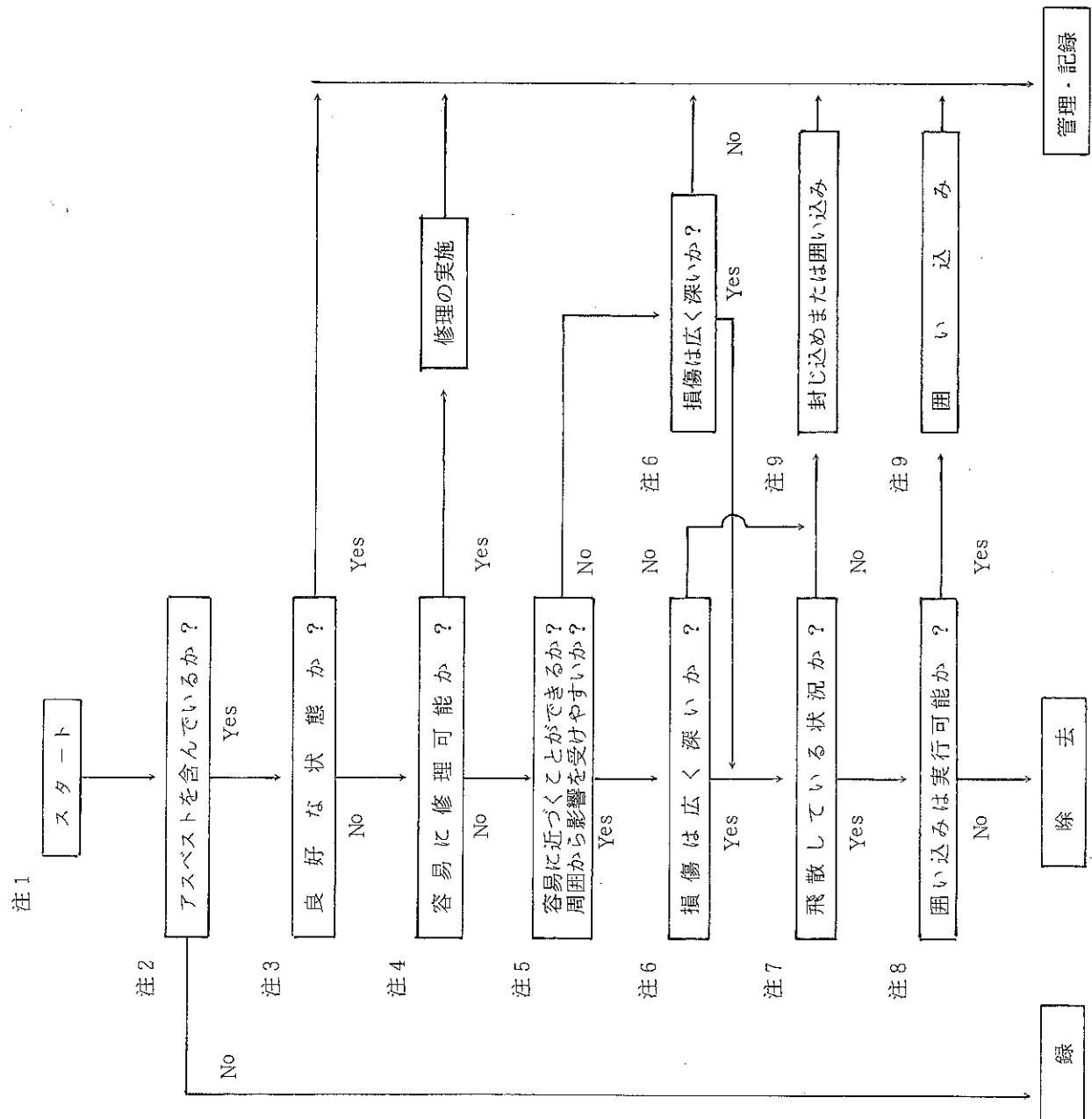
（注6） 吹付け石綿への対応について（日本石綿製品工業会 62.9）

（注7） 建築物の解体又は改修工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止対策の進め方
（建設業労働災害防止協会 62.7）

(

(

(別添) 建築物内アスベスト対策フローチャート



注1：全ての作業は関連法令やマニュアルの定めるところに従って行う。各項目における判断に疑義や迷いを生ずる場合には、下向き矢印を採択する。

注2：アスベストを含んでいるか否かについては、設計図面により判定する。なお、X線回折法又は電子顕微鏡法により判定することもできる。

注3：良好な状態とは、損傷を受けねらず、剥離の兆候もなく、周囲に建材が飛散したことなどを示す破片等がないことである。建材が良好な状態にあっても、非常に損傷を受けやすい状態にあるか、そうなる可能性がある場合には、良好な状態でないとして扱う。

注4：容易に修理可能な損傷とは、小さなひっかききずや刺しきず程度の軽微なものをいう。修理作業とは、小さな損傷部位に対して塗装する、封じ込み剤を使う、詰め込む等により良好な状態に戻す作業をいう。修理作業に際しては、粉じんが飛散しないよう適切な措置を講ずる。

注5：周囲から影響を受けやすいとは、車や人、物による破損や衝撃、またある場合には、保守作業等の場合に生じる損傷を受けやすいことをいう。

注6：損傷が広く深いとは、物理的な衝撃や劣化等により破断、切断等が生じており、損傷面から発じんが懸念されるものをいう。広く深い損傷を受けないが、容易に近づくことができるか、又は、周囲から影響を受けやすい場合には、損傷がこれ以上大きくならないような保護措置、封じ込め又は閉い込みが必要になる。

注7：碎けやすい破片や剥離した状態があれば、アスベストは飛散していると考えられる。

注8：損傷領域が広範囲であったり、建材へ容易に接近できない場合、閉い込みは困難である。

注9：現場の状況、使用実態等により、除去を選択することも可能である。

石綿等の製造・取扱いに係る特定化物質等障害予防規則早見表

法 令 規制項目 区分 条分	事 項		期 間	記録等 存 保 年	報 告	備 考
	特定化物質 管理第2類物質等	特 定 管 理 物 質				
14 作業主任者の選任	特定化物質等作業主任者				技能講習修了者 (則51条)	
57 名称の表示	1. 名称 2. 成分及びその含有量 3. 人体に及ぼす 作用 4. 貯蔵又は取り扱い上の注意 5. 製造者の名称及び住所				家庭用のものを除く	
59 安全衛生教育	労働者を雇入れ時、配置替えの際に安衛則35条に定める項目 について行う。		その都度			
60 職長教育	新たに職長となった者、その他の作業中の労働者を直接指導 又は監督する者。				作業主任者は除く	
67 健康管理手帳の交付	退職の際にじん肺法の規定により決定された、じん肺管理区分が管理3であること。					
43 一般健康診断	1. 既往歴及び業務歴の調査 2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3. 身長、体重、視力、色覚及び聴力の検査 4. 胸部エックス線検査 5. 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査	その都度	5年			
44 局所排気装置の性能	1. 既往歴及び業務歴の調査 2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3. 身長、体重、視力及び聴力の検査 4. 胸部エックス線及びかくたん検査 5. 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査	年1回 有害業務 6ヶ月ごと	50人以上は署 5年 長に報告		臨時の作業を除く	
5 管理第2類物質に係る設備	屋内作業場における、粉じんの発散源を密閉する設備、又は 局所排気設備の設置。 (労働大臣が定める値) (昭50年労働省告示第75号) フードの外側における、空気中ににおける機械平均気中濃度 5繊維/cm ³ (5ミクロン以上るもの)				昭51.3.31基発316 号通達 2繊維/cm ³ (青石綿0.2繊維/cm ³)	
7 除じん装置の設置	粉じんの粒径(ミクロン) 除じん方式 5未満 パックフィルタ 5以上20未満 スクラバー 20以上 マルチサイロン				前置き除じん装置 の設置	
1202 ばろ等の処理	ふた又は栓をした不浸透性の容器					
21 床の構造	床は不浸透性の材料であること					
24 立入り禁止の措置	作業場に関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を 見やすい箇所に表示すること。				容器にその物質の 名称、取り扱い上 の注意事項の表示	
25 貯蔵容器等	特定化物質等を運搬・貯蔵には堅固な容器を用い、又は包 装すること。				第1種測定士、又 は測定機関による	
36 作業環境測定	作業環境測定基準の「ろ過捕集方法」等による。		6ヶ月	30年		
37 休憩室	作業場以外に休憩室の設置。 1. 入口には湿ったマット等設置。 2. 入口には衣服用のブランシ。					
38 飲食等の禁止	3. 床は真空掃除機、又は水洗いによる、掃除を毎日行う。 作業從事者には洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び 洗たくの設備の設置。 作業場内で労働者の喫煙、飲食を禁止し、かつ、その旨を作 業場の見やすい箇所に表示すること。					
38の3 作業場の見やすい箇所に掲示	1. 特別管理物質の名称 2. " の人体に及ぼす作用 3. " の取り扱い上の注意事項 4. 使用すべき保護具				常時作業に従事する労働者の次の事項を記録	
38の4 作業の記録	1. 労働者の氏名 2. 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間 3. 特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要		1カ月	30年		

法令 規制項目	事項	期 間	記録等 保 存 限 年	報 告	備 考		
38の8	石綿等の作業に係る措置	石綿等を混雑な状態での作業				湿潤な状態にする ことが著しく困難 などきは、この限 りでない	
39	健 康 診 断 (履入れ時、配 置替時) (定 期) (配 転 後)	(健診項目) 1. 業務の経歴の調査。 2. 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査。 3. せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査。 4. 胸部のエックス線直接撮影による検査。 (要精査の場合の検査) 1. 作業条件の調査。 2. 胸部のエックス線撮影による検査の結果、異常な陰影 (石綿肺による纖維増殖性の変化によるものを除く) がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、かくたんの細胞診又は気管支鏡検査。	定期 6カ月	30年 <署長 に報告	過去に従事している 者が現在雇用中 は定期健診(特化 則の石綿に係る健 診)を実施するこ と		
42	緊 急 診 斷	労働者が特定化学物質等に汚染され、吸入したときは、遅滞なく医師による診察又は処置を受けます。				保護具は作業者の 数以上(45条)及 び清潔の保持	
43	呼 吸 用 保 護 具	1. 作業に従事する労働者が特定化学物質等により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。 2. 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。 3. 保護具の使用状況を監視すること。					
27	特 定 化 学 物 質 等 作 業 主 任 者 の 職 務	1. フード及びダクトの摩耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無及びその程度 ロ ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態 ハ ダクトの接続部におけるゆるみの有無 ニ 電動機とファンとを連結するベルトの作動状態 ホ 吸気及び排気の能力 ヘ イからホまで掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項 2. 除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度 ロ 除じん装置又は排ガス処理にあっては、当該装置内におけるじんあいのたい積状態 ハ ロ布式除じん装置にあっては、ろ布の破損又はろ布取付部等のゆるみの有無 ニ 处理薬剤、洗浄水の噴出量、内部充てん物等の適否 ホ 処理能力 ヘ イからホまで掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項	定期 自主検査 29 30	1年 3年	その装置を始めて 使用するとき、又 は改造及び修理を 行つたときは点検 を実施しなければ ならない(33条)		
53	記録等の報告	事業を廃止するときは、「特別管理制度記録等報告書(様式11号)」に次のものを添えて所轄労働基準監督署に提出 (写しでもよい)。 1. 作業環境測定結果の記録 2. 作業の記録(38条の4) 3. 健康診断個人票					

〈編集部から〉

1. この間、各省庁交渉で入手した通達を含めて「石綿関係通達特集」を組んでみました。
2. 吹付け石綿に関する通達が多くありますが、その中に記載されている以下の資料については事務局にありますので、必要なことは問合わせ下さい。
 - 日本石綿製品工業会「吹付け石綿の対応について」
 - 建設業労働災害防止協会「建築物の解体又は改修工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止対策の進め方」
 - 建築物内における健康に影響を及ぼす粉じんの実態とその抑制に関する研究班「当面の建築内アスベスト対策について（中間報告）」
3. これら通達には、私たちからみて多くの問題点を持っていますが、行政の施策を知るうえでは必要だと思います。問題点については、今後の「アスベスト対策情報」で展開していきたいと思います。

また、

E P A

